

定 款

株式会社リーガル不動産

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社LeTechと称し、英文では LeTech Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理ならびに販売代理業
- 2 分譲、賃貸マンション、事務所、店舗ビルの総合管理
- 3 駐車場の管理
- 4 戸建、マンションのリフォーム及びインテリアコーディネート業務
- 5 住宅地、別荘地の開発造成
- 6 戸建、マンションの建設ならびに分譲
- 7 土木、建築工事の設計、施工請負ならびに監理
- 8 資産運用に関するコンサルタント業務
- 9 経営コンサルタント業務
- 10 企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
- 11 広告代理店業
- 12 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 13 労働者派遣事業
- 14 飲食店の経営
- 15 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 16 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 17 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 18 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
 - ① 訪問介護
 - ② 訪問入浴介護
 - ③ 訪問看護
 - ④ 訪問リハビリテーション
 - ⑤ 通所介護
 - ⑥ 居宅療養管理指導

- ⑦ 通所リハビリテーション
- ⑧ 短期入所生活介護
- ⑨ 短期入所療養介護
- ⑩ 福祉用具貸与
- ⑪ 特定福祉用具販売

19 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業

- ① 介護予防訪問介護
- ② 介護予防訪問入浴介護
- ③ 介護予防訪問看護
- ④ 介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 介護予防通所介護
- ⑥ 介護予防居宅療養管理指導
- ⑦ 介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 介護予防短期入所生活介護
- ⑨ 介護予防短期入所療養介護
- ⑩ 介護予防特定施設入所者生活介護
- ⑪ 介護予防福祉用具貸与
- ⑫ 特定介護予防福祉用具販売

20 介護保険法に基づく次の地域密着型サービス事業

- ① 夜間対応型訪問介護
- ② 認知症対応型通所介護
- ③ 認知症対応型共同生活介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 介護予防認知症対応型通所介護
- ⑥ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑦ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

21 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業及び特定福祉用具の販売に関する事業

22 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業

23 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業

24 法適用外での居宅介護サービス事業

- 25 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 26 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 28 高齢者等に対する食事の提供及び配食に関する業務
- 29 ホームヘルパーの養成研修に関する業務
- 30 介護支援専門員の養成研修に関する業務
- 31 在宅介護支援センターの運営に関する業務
- 32 介護予防運動（高齢者等の筋力向上トレーニング等）指導員の養成研修に関する業務
- 33 地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者としての公共施設の管理運営業務
- 34 サービス付き高齢者向け住宅の設置・運営・管理
- 35 高齢者賃貸住宅の設置・運営・管理
- 36 有料老人ホームの設置・運営・管理
- 37 特定旅客自動車運送事業及び一般旅客自動車運送事業
- 38 福祉・医療に関する調査・企画・立案・運営
- 39 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
- 40 第二種金融商品取引業
- 41 建築物の設計及び工事監理
- 42 建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築に関する法令又は条例に基づく手続き等の代理
- 43 不動産特定共同事業法に基づく事業
- 44 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって
自己
の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割

当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以

上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める

取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに

記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 3 1 日とする。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 1 月 3 1 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第 1 条の規定の変更は、2021年 2 月 1 日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第 1 条の効力発生日をもってこれを削除する。

2020年10月29日 変更